**介護保険負担限度額認定証の申請をされる方へ**

１　提出先　　　　〒３５６－８５０１

　　（郵送可）　　　ふじみ野市福岡一丁目１番１号
ふじみ野市役所福祉部高齢福祉課介護保険係　宛て

　　　　　　　　　　　（申請された月の初日から有効な認定証を交付できますが、お早めに

申請してください。）

２　提出書類　　　①介護保険負担限度額認定申請書

　　　　　　　　　　②同意書（介護保険負担限度額認定申請書うら面）

③預貯金等申告書

　　　　　　　　　　④本人及び配偶者の通帳等の写し

　　　　　　　　　　⑤配偶者の当該年度の市民税・県民税非課税証明書（配偶者が

ふじみ野市外に住所を有する場合のみ）

　　　　　　　　　　※生活保護受給者の方は①のみを提出してください。

　　　　　　　　　　※「申告が必要な預貯金等と提出書類」を必ず確認してください

※提出書類が不足または未記入の項目がある場合、

決定までに時間がかかりますので御注意ください。

ふじみ野市福祉部高齢福祉課介護保険係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話 ０４９－２６２－９０３７

**申告が必要な預貯金等と提出書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 預貯金等と確認事項 | 提出いただく書類 |
| １　預貯金等（普通・定期） | 　①表紙を開いた１ページ目のコピー（表紙うらの見開き）　②残高と取引内容履歴（直近２か月）のコピー　③定期・定額・貯蓄預金のページのコピー　※詳細は別紙「コピーの例」を参照 |
| ２　有価証券（株式・国債・地方債・社債など）　 | ①証券会社や銀行の口座残高のコピー　※ウェブサイトの写しも可 |
| ３　金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | ①購入先の銀行等の口座残高のコピー　※ウェブサイトの写しも可 |
| ４　投資信託 | ①銀行・信託銀行・証券会社等の取引明細書等のコピー　※ウェブサイトの写しも可 |
| ５　タンス預金（現金） | 自己申告 |
| ６　負債（借入金・住宅ローン等） | 賃借契約書等のコピー　　※価格評価後、預貯金等の額から差し引きます |
| ７　その他（出資金等） | 信用金庫や農協の出資金がある場合は出資金がわかるもののコピー※出資配当金の通知等 |

〇生命保険、自動車、絵画、骨とう品、家財、時価評価の把握が困難な貴金属は預貯金等の対象外です。

様式第7号(第19条関係)

介護保険負担限度額認定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

ふじみ野市長　　　　　　　　　宛て

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フ リ ガ ナ |  | 被保険者番号 |  |
| 被保険者氏名 |  |
| 個人番号 |  |
| 生 年 月 日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 住 所 | 〒 |
| 連絡先 |
| 入所（院）した介護保険施設の 所在地及び名称(※) | 〒 |
| 連絡先 |
| 入所（院）年月日（※） | 年　　　　月　　　　日 | (**※**)介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配 偶 者 の 有 無 | 有　　　　・　　　　無 | 左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。 |
| 配 偶 者 に 関 す る 事 項 | フ リ ガ ナ |  |
| 氏 名 |  |
| 生 年 月 日 | 　　　　　　　年　　　　月　　　　日 | 個人番号 |  |
| 住 所 | 〒 |
| 連絡先 |
| 本年1月1日 現在の住所 (現 住 所 と 異 な る 場 合) | 〒 |
|  |
| 課 税 状 況 | 市町村民税　　　　　課税　　　・　　　非課税 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収 入 等 に 関 す る 申 告 | □ | ①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 |
| □ | ③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。　　　（受給している年金に〇してください。以下同じ。）※　寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。 |
| □ | ④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他合計所得金額の合計額が、年額80万円を超え、120万円以下です。 |
| □ | ⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】収入額、その他合計所得金額の合計額が、年額120万円を超えます。 |
| 預 貯 金 等 に 関 す る 申 告※通帳等の写しは別添 | □ | 預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦は2000万円）、③の方は650万円（同1650万円）、④の方は550万円（同1550万円）、⑤の方は500万円（夫婦は1500万円）以下です。※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1000万円（夫婦は2000万円）です。 |
| 預貯金額 | 円　 | 有価証券(評価概算額) | 円 | その他（現金、負債を含む） | （　　　　）※円※内容を記入してください。 |

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 　申請者氏名 | 連絡先（自宅・勤務先） |
| 　申請者住所 | 本人との関係 |

注意事項

(1)この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

(2)預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。

(3)書き切れない場合は、余白に記入し、又は別紙に記入の上添付してください。

(4)虚偽の申請により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第１項の規定に基づき、支給された額及び最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

(5)生活保護被保護者の方は「配偶者の有無」、「配偶者に関する事項」、「預貯金等に関する申告」、「同意書」の欄を記入していただく必要はありません。また、添付書類も不要です。

|  |
| --- |
| 同　意　書（宛先）ふじみ野市長　宛て介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の機関に私及び配偶者の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、照会することに同意します。　　　　年　　　月　　　日＜本人＞住所　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜配偶者＞住所　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　　　**市　記入欄**

|  |  |
| --- | --- |
| 確　　　認 | 備　　　考 |
| □申請書（未記入、遺族年金・障害年金の確認）□同意書（未記入の確認含む）□預貯金等申告書（未記入の確認含む）□通帳等の写し（収入等申告書記載分全て）□非課税証明（他市に居住している配偶者のみ） | 【生活保護】　　　　　　　該当・非該当【市町村民税】　　　　　　課税・非課税【非課税年金】　　　　　　　有・無（合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額＝　　　　　　　円）【老齢福祉年金】　　　　　該当・非該当【利用者負担段階】　　　　第　　段階【他市配偶者市町村民税】　課税・非課税【資産】　　　　　　　　　範囲内・超過　【食費】　　　　　　　　　　　　　　円【その他】　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 決定 | 適用期間 |
| 承認・却下 | 　　年　　　月　　　日～　　　年　　　月　　　日 |

預貯金等に関する申告書

１　被保険者の預貯金等状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 有無 | 内　　　　　容 |
| 預貯金 | □有□無 | 預　　貯　　金　　先 | 預貯金額 |
| 金融機関名・支店名・科目・口座番号 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 有価証券 | □有□無 | 種　　　　　類 | 評価概算額 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| その他（現金） | □有□無 |  | 円 |
|  | 円 |

２　配偶者の預貯金等状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 有無 | 内　　　　　容 |
| 預貯金 | □有□無 | 預　　貯　　金　　先 | 預貯金額 |
| 金融機関名・支店名・科目・口座番号 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 有価証券 | □有□無 | 種　　　　　類 | 評価概算額 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| その他（現金） | □有□無 |  | 円 |
|  | 円 |

注１）預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。書き切れない場合は、別紙に記入の上添付してください。

注２）預貯金額等については、金融機関等に照会することがあります。

注３）虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第２２条第１項の規定に基づき、支給された額および最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。